

## 役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人豊島区シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週3日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表1に定める1人あたりの限度額及び年度総額の範囲内で支給する。
- 3 非常勤役員の報酬は日額とし、別表2に定める1人あたりの限度額及び年度総額の範囲内で支給する。
- 4 非常勤役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 前各項の定めにかかわらず、各役員の職務執行の状況等により理事会で承認を得た場合には、報酬を支給しないことができる。

(個人番号の提供)

第3条の2 役員は、報酬にかかる事務のためセンターから個人番号の提供を求められた場合には、これに協力するものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員報酬等の限度額及び年度総額は、総会において決定する。

- 2 常勤役員の報酬月額及び非常勤役員の報酬日額は、理事会の承認を得て決定する。
- 3 監事の報酬日額は、それぞれの監事の協議により決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員の報酬等は、原則として毎月15日に支払う。ただし、15日が土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、15日に最も近い土曜日、日曜日または休日でない日（その日が2あるときは、15日より前の日）とする。

2 非常勤役員の報酬は、月の初日から、その月の末日までの間における日額報酬額を合算した額を翌月に支払う。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 通勤の実態に応じ、役員に通勤費を支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第28条により算定した額とする。

3 通勤費の支給は、第5条に定める支給方法による。

(費用)

第7条 センターは、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払う。

2 前項の費用の額については、旅費規程に定める金額とし、同規程に定めがない費用については実費とする。

3 費用の請求があったときは、遅滞なく現金で支払う。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改正は、総会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施について必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

役 職	報酬月額限度額 (1人あたり)	年度総額 (1人あたり)
理 事 (常勤)	0円	0円

別表2

役 職		報酬日額限度額 (1人あたり)	年度総額 (合 計)
理 事 (非常勤)	会 長	6,000円	300万円
	副会長	5,000円	
	理 事	4,000円	
監 事 (非常勤)		5,000円	60万円